

【韓国】 知識財産基本法の制定

海外立法情報課・藤原 夏人

* 2011年4月29日、韓国国会本会議において、国家知識財産委員会の設置等を定めた「知識財産基本法案」が可決され、政府が知的財産に関する政策を統一的に推進するための環境が整備された。同法は5月19日に公布され、公布から2か月後に施行される。

基本法制定の背景

従来、韓国には知的財産に関する包括的な中・長期の計画を策定し政策を統括する組織が政府内に存在せず、知的財産の種類によって特許庁（産業財産権）、文化体育観光部（著作権）、農林水産食品部（植物新品種保護）等に所管省庁が分散していた。これに対しては、以前から所管省庁間の利害対立、国レベルでの統一的な政策推進の困難等を理由に、省庁横断的な組織の必要性が指摘されており、第17代国会（2004～2008年）においても複数の議員発議法案が提出されたが、いずれも廃案となった。その後、経済成長を掲げる李明博（イ・ミョンバク）政権下で、知的財産が経済成長の重要な要素であるとの認識を背景に、2009年7月、大統領諮問機関である国家競争力強化委員会において、基本法の制定に政府が乗り出す方針が明らかにされた。政府案は翌2010年8月に国会に提出され、国会審議の過程で他の2つの議員発議法案との統合を経た後、政務委員会案として本会議に上程され可決された。

基本法の概要

知識財産基本法は第1章総則、第2章知識財産政策の策定及び推進体系、第3章知識財産の創造、保護及び活用の促進、第4章知識財産の創造、保護及び活用促進のための基盤整備、第5章補足の40か条及び附則2か条から成る。同法では「知的財産」ではなく「知識財産」という語が用いられている。概要は以下のとおりである。

・目的及び基本理念（第1条～第2条）

社会において知識財産の価値を最大限発揮させることにより国の経済、社会、文化等の発展及び国民の暮らしの質の向上に寄与することを目的とし、知識財産の創造、保護及び活用の促進、公正な利用、知識財産が尊重される社会環境づくり、関連産業の育成、国内規範と国際規範との調和、開発途上国の知識財産への支援等を基本理念として政策を推進する。

・定義（第3条）

知識財産基本法において用いられている用語の定義を定めている。「知識財産」については「人間の創造的活動、経験等により創造され、又は発見された知識、情報又は技術、思想又は感情の表現、営業又は物の表示、生物の品種又は遺伝資源その他無形のもので財産的な価値が実現され得るもの」と定義されている。

- ・ 国家知識財産委員会の設置及び機能（第 6 条）

知識財産に関する政府の政策及び計画を審議又は調整し、その後の推進状況を点検及び評価するために、大統領に所属する国家知識財産委員会を設置する。国会審議の過程で、一部の機能について他機関の所管事項との重複が指摘されたため、重複部分については当該機関と協議しなければならないことになった。

- ・ 国家知識財産委員会の構成及び運営（第 7 条）

委員長を誰にするかという問題は、国会審議における論点の 1 つであったが、大統領案、國務総理案、共同案（國務総理及び民間委員の 2 名）の中から、最終的に元々の政府案であった共同案が採用された。委員会の委員は、委員長 2 名を含む 40 名以内で構成され、任期は 2 年である（1 回に限り再任可）。

- ・ 計画の策定、推進状況の点検及び評価（第 8 条～第 10 条）

政府は 5 年ごとに知識財産に関する中・長期的な政策目標及び基本的な方向性を定めた国家知識財産基本計画を策定しなければならない。また、政府は同基本計画を基にした国家知識財産施行計画を毎年策定しなければならない。両計画を策定又は変更するときは、軽微な場合をのぞき、国家知識財産委員会の審議を経て内容を確定する。両計画の推進状況の点検及び評価は、同委員会が行う。

- ・ 知識財産政策責任官の指定（第 12 条）

関係省庁の長、特別市長、広域市長、道知事及び特別自治道知事（以下「市長・道知事」という。）は、当該機関の知識財産政策を効率的に策定及び施行するため、所属公務員の中から知識財産政策責任官を指定できる。

- ・ 関係法令の制定、改正等の通報（第 13 条）

市長・道知事は、知的財産に関連した法令及び条例を制定若しくは改正し、又は主要政策等を策定若しくは変更するときは、国家知識財産委員会にその内容を通報しなければならない。同委員会はそれに対して意見を提示することができ、市長・道知事は、委員会の意見が反映されるように努力しなければならない。

- ・ 知識財産創造者に対する補償（第 19 条）

政府は知識財産を創造した個人が正当な補償を受けられる社会的環境及び基盤を整備し、これに必要な施策を策定しなければならない。

- ・ 訴訟体系の整備、裁判外紛争解決の活性化等（第 21 条～第 22 条）

政府は知識財産関連紛争が迅速、公正に解決され権利救済が十分になされるよう、訴訟手続の簡素化等の制度改善に努力しなければならない。また、調停、仲裁等の裁判外紛争解決手続を簡単に利用できるよう必要な措置を取らなければならない。

参考文献(インターネット情報はすべて 2011 年 6 月 22 日現在である。)

- ・ 「지식재산기본법안(대안)」(知識財産基本法案(委員会代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail_backup20100621.jsp?bill_id=PRC_E1N1I0I4T1O9M2W1H3E8K5W5Q4I9T9>

- ・ 日本貿易振興機構「韓国知的財産政策レポート」2011.3. <<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/korea4.pdf>>